


## 就学援助制度をお申込みの方へ

浜松市教育委員会

### ●申請書を提出される方へ

#### ● 記入上の注意

- ・フリクションペン（消えるペン）や鉛筆は使用せず、ボールペンで記入してください。
- ・記入を間違えた場合は、修正テープや修正ペンは使用せず、二重線を引き、訂正印の押印又は訂正署名をしてください。

例： ~~●●小学校~~ ○○中学校 / <sup>浜松 太郎</sup> ~~●●小学校~~ ○○中学校

- ・スタンプ印（いわゆるシャチハタ印）は使用しないでください。

### ●認定された場合の給食費について●

裏面のQ & Aをご覧ください。

### ●認定された場合の医療費の補助について●

認定された場合、学校病（※）治療のための治療費の本人負担分が補助されます。受診前に学校に申し出ていただき、教育委員会発行の医療券を学校から受け取ってください。初診時に医療券を医療機関の窓口に提示していただきます。

医療券の提示前に、医療機関ですでに支払った医療費については、基本的に支給できません。4月1日以降、認定結果が通知される前に、学校病治療のために医療機関を受診する場合は、事前に学校へご相談ください。

※学校病とは、トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性を除く）、白癬・疥癬及び濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病（虫卵保有を含む）、う歯（虫歯）を指します（はみがき指導など虫歯の予防的処置や、歯周病など虫歯以外の治療は対象になりません）。

### ●その他●

就学援助制度は、学校徴収金（校納金）が免除される制度ではありません。

就学援助を申し込む方、認定された方も、学校徴収金については各学校の案内に従って期日までに納めてください。納付されなかった場合は、教育委員会から正規の金額の振込依頼書が郵送されますので、ご了承ください。

## 就学援助に認定された場合の給食費に関するQ&A

Q1.通常、給食費は市に支払っていますが、就学援助に認定された場合はどうなりますか？

A1. 就学援助に認定された場合は、保護者様に代わって、就学援助費から給食費を市（健康安全課）に支払います。したがって、保護者様が給食費を支払う必要はなくなります。ただし、お申込み中も、認定されるまでは通常通り給食費を納めてください。（→Q2へ）

Q2.就学援助の申込をしていますが、給食費を支払わなくてはなりませんか？

A2. 前年度に認定されていた方も含め、新年度に改めて認定されるまでは、通常通りお支払いください。認定された場合は、すでにお支払いいただいた金額のうち、認定期間中に当たる分を、就学援助費として保護者様にお支払いします。

例1：年度当初申込をし、6月まで給食費が引き落とされたが、4月1日付で認定された。  
→7月からは引き落としはかかりません。すでに引き落としされた4月1日以降の分の給食費は、就学援助費として、保護者様に支給します。

例2：年度当初申込をし、給食費は未納のまま、4月1日付で認定された。  
→7月から引き落としはかかりません。未納期間を含めた給食費を就学援助費から市（健康安全課）に支払います。この場合、就学援助費として保護者様に支給する給食費はありません。

※引き落としができなかった場合は、就学援助申込中であっても、督促状が発行されますのでご了承ください。

Q3.就学援助に認定され、給食費の引き落としはなくなりましたが、学校徴収金の引き落としが続いています。

A3. 就学援助制度によって、保護者様が支払う必要がなくなるのは給食費のみです。学校徴収金については納付をお願いいたします。

《お問い合わせ》

就学援助制度について

浜松市教育委員会 教育支援課 支援グループ TEL：053-457-2406

給食費の徴収について

浜松市教育委員会 健康安全課 学校給食グループ TEL：053-457-2422